新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇及び在宅勤務の取扱い等の利用について　（Ｑ＆Ａ）

１　休暇の取扱いについて

１（２）教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、基本方針等をふまえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

Ｑ１　発熱症状があることをもって、勤務しないことがやむを得ないと認められるのか。

Ａ１　新型コロナウイルス感染症対策の基本方針において、風邪症状が見られる場合に休暇取得、外出自粛等が呼びかけられていること等を踏まえて、勤務しないことがやむを得ない場合に、休暇取得が認められるものです。教職員の健康状況等を踏まえて、個別に判断をしてください。

なお、本人の健康状態を適切に把握して、状況に応じて「帰国者・接触者相談センター」への相談や医療機関の受診を促してください。

Ｑ２　発熱のため、翌日に病院を受診したところ、新型コロナウイルスへの感染ではなく、インフルエンザと診断された。特別休暇はいつまで対象となるか。

Ａ２　問いの場合、発熱し、医療機関を受診する前日までが、特別休暇の対象となります。

診断された日以降については、インフルエンザによる病気休暇となります。

Ｑ３　発熱等のある親族はどこまで含まれるのか。

Ａ３　感染拡大防止のための措置であるため、同居の親族や日常的に接触のある親族を対象とします。

１（３）新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う教職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

Ｑ４　勤務しないことがやむを得ないと認められる場合はどういう場合か。

Ａ４　他に世話ができる者がおらず、対応ができない場合が想定されます。

２　在宅勤務について

Ｑ１　在宅勤務をする場合、学習系パソコンの持ち出しは、どういった手続の流れになるか。

Ａ１　手続の流れは、次のとおりです。

手続の流れ

・在宅勤務命令簿により在宅勤務の申し出・命令

　　↓

・所属において、所属長に確認の上、所属共有フォルダから必要なデータを学習系パソコンデスクトップに保存

　　　※個人情報、機密情報などの非開示情報の取扱い不可。

※USBメモリ、CD、DVD等の持ち帰り不可。

※紙文書については、所属長の許可を受けた場合は可。

　　↓

・学習系パソコンを自宅に持ち帰る（職員による持ち帰り。）

　　↓

・自宅で業務に従事

※USBメモリ、CD、DVD等の使用不可。ネットワーク、外部機器への接続不可。

　　※勤務開始、終了時に所属長等に電話等により連絡。

　　↓

・職場復帰後、在宅勤務実施報告書の提出

・学習系パソコンで作成したデータを所属共有フォルダに保存

・学習系パソコンの業務データを全て消去する。

Ｑ２　濃厚接触者となる可能性があるので在宅勤務をしたいが、学習系パソコンが持ち出せない場合はどうすればよいのか。

Ａ２　パソコンを持ち出せない場合は、別紙「４」の対象業務の例を参考に、パソコンを使用しない業務を実施するなどの対応をお願いします。また、年次有給休暇の使用を妨げるものではありません。